

議案第 105 号

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 12 月 9 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 25 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第7条関係）
特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

別表第2（第9条関係）
任期付職員給料表

級	給料月額（円）
1	192,000
2	219,500
3	260,000
4	279,700
5	294,900
6	320,600
7	362,700
8	396,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の松阪市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の条例第 8 条第 2 項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。